

草創期のキャリア教育の内容に関する一考察 —学習指導要領改訂との時期的関係を踏まえて—

村上純一

実践女子大学人間社会学部非常勤講師

I はじめに

現在、日本の学校教育は学習指導要領の切り替わるタイミングを迎えている。2016年12月21日の中央教育審議会ⁱ 答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を受けて幼稚園、小学校、中学校は2017年3月、特別支援学校は2017年4月、高等学校は2018年3月に新しい学習指導要領がそれぞれ告示された。幼稚園は既に2018年度から全面实施されており、小学校も2020年度、中学校は2021年度、高等学校は2022年度からの年次進行での全面实施に向け現在移行措置が進められているところである。

これら新しい学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」や「カリキュラム・マネジメント」、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」が全ての学校段階に共通するキー概念として掲げられる一方、個々の内容に目を向けると、小学校では3学年からの外国語活動の開始や5、6学年での外国語教科化といった外国語教育の充実、小中学校段階での道徳の「特別の教科」化（改訂学習指導要領の全面实施よりひと足早く小学校は2018年度から、中学校は2019年度から開始されている）、高等学校段階における地理歴史科／公民科の大規模な科目再編など、これまでとは異なる教科・科目の枠組みが多数設けられたことが容易に見て取れる。

このような新規の教科・科目への対応は教員にとって小さからぬ負担となることが容易に予想される一方、2013年に実施されたOECD国際教員指導環境調査（「TALIS2013」）や2016～2017年度に文部科学省が実施した教員勤務実態調査の結果からは、「世界に類を見ない」と言っても過言ではない、多くの教員が「過労死ライン」ⁱⁱ を超える長時間の勤務を強いられていることが明らかになっている。こうした事態の改善を図るべく、2017年7月には中教審に「学校における働き方改革特別部会」が設置され、改革の方途が模索されている。

このように、教員の勤務負担軽減が叫ばれているときに新学習指導要領が全面实施されるタイミングが重なるのは、教員の業務負担を考える上ではその問題を一層難しくしているといえる。学習指導要領が変わり、新しい教科・科目の学習やこれまで言われていなかった概念が提唱されれば、その実施にあたって教員の負担が増えることは必然とも言える。一時的な負担増は不可避であるといっても強ち間違いではないであろう。教員の過酷な勤務実態が問題視され、学校を舞台とした

「働き方改革」が模索される中で、一部ではこうした学習指導要領改訂に起因する負担増までもが批判の対象となっている様相がみられるが、学習指導要領改訂によって生じた新規事項への取り組みに伴う教員の心身への負担をどう考えるかという点は、今日指摘されている教員の過酷な勤務実態の内実の中でもひとつ特化して考える意味のある点といえる。

こうした点を踏まえて過去の学習指導要領改訂のタイミングに目を向けたとき、2000年前後のキャリア教育の導入が、ちょうど学習指導要領改訂により学校の教育課程が大きく変化する時期と重なっていることが見て取れる。詳細は次節以降で述べるが、キャリア教育は1999年12月16日の中教審答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」ⁱⁱⁱで政策文書上初めてその文言が明記され、2000年代に入ってから日本の学校教育において広く展開されているものである。今日では初等中等教育から高等教育までおよそ全ての学校段階でその取り組みが行われている。

このキャリア教育が導入された1990年代末～2000年代はじめもまた学習指導要領が改訂され、「生きる力」の育成が謳われ「総合的な学習の時間」が学校教育に導入された時期と重なっている。こうした2000年前後の学校へのキャリア教育の導入そして展開の詳細からは、業務負担が必然的に増大する時期に教員の業務負担、そして心身の負担感をどう軽減するかを考える上で小さくない示唆を得ることができると考えられる。以上の関心に基づき、本稿では以下キャリア教育の草創期—それが提唱され導入されたごくごく初期の段階—における政策展開を当時の学習指導要領改訂とも絡めて整理したのち、学校あるいは自治体教育行政のそうした「新しいもの」への対応の様態を事例分析を通して考えていくことにしたい。

Ⅱ 草創期のキャリア教育と学習指導要領改訂

(1) 草創期キャリア教育の政策展開

既述のとおり、キャリア教育は1999年12月16日の中教審「接続答申」において政策文書上初めてその文言が記されたものである。同答申において「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」として提唱されたキャリア教育は、初等教育 → 中等教育 → 高等教育 → 職業生活というライフコースの連続性を意識した初等教育段階からの一貫性ある進路指導の必要性を謳い、1つ上の学校段階への進学や目の就職のための指導に留まらない進路指導の重要性を訴える「進路指導改革」としてスタートした(村上 2011)。

こうした形でスタートしたキャリア教育であるが、その直後、21世紀を迎えると「フリーター」や「ニート」といった言葉に象徴される、若者の就労をめぐる問題が大きな社会問題となった。そのためキャリア教育は学校教育に留まらない、より大きな若者支援政策(もっと言えば若者の就労支援政策)の1つのコンテンツとして取り込まれていくことになる。こうした当時の若者支援政策の中心を成したのが2003年6月に発表された「若者自立・挑戦プラン」であり、これらの政策動向は「日本で初めての省庁横断的な若者政策」(児美川 2007 p. 104)と呼ばれることもあるものである。

このように、草創期のキャリア教育ははじめ進路指導改革としてスタートし、その後は学校教育における若者支援政策へと展開したことがいえる。

(2) 2000年前後の学習指導要領改訂

こうした日本でのキャリア教育草創期にあたる2000年前後は、学習指導要領が改訂される時期と重なっていた。小学校・中学校は1998年、高等学校は1999年に新しい学習指導要領が告示され、その2002年度からの全面実施に向けた移行期間のまさにその時期に「キャリア教育」なる言葉が日本の教育政策に登場してきたことになる。

この1998/1999年改訂学習指導要領において、キーワードとして掲げられたのが「生きる力」という言葉である。子どもたちの自ら学び考える姿勢を重視するこの学習指導要領においては、学校の完全週5日制や「総合的な学習の時間」の設置などが行われている。

この1998/1999年改訂学習指導要領はいわゆる「ゆとりカリキュラム」といわれ、2000年代はじめの「学力低下論争」^{iv}を引き起こす1つの要因となったものである。「学力低下」の批判を受けた文部科学省は2002年1月17日、「確かな学力向上のための2002アピール 学びのすすめ」を発表する。その中で学習指導要領の「最低基準」としての位置づけが明確化され、これを受ける形で2003年12月には学習指導要領一部改訂が行われた。この改訂により、学習指導要領の「基準性」（「学習指導要領に明示されている共通に指導すべき内容を確実に指導した上で、子どもの実態を踏まえ、明示されていない内容を加えて指導することもできる」という性格）が明確化されたことになる。

このように、「接続答申」、そして「若者自立・挑戦プラン」が発表された頃の学習指導要領をめぐる動向をみると、中教審から「接続答申」が出された時点はちょうど改訂された学習指導要領が告示された直後であり、「若者自立・挑戦プラン」が発表されキャリア教育に「学校教育における若者支援政策」という位置づけが与えられる裏で学習指導要領が「最低基準」としての、それまでの学習指導要領に対する広い理解とは異なる性格を与えられたことが分かる。いずれも学校における具体的な教育内容をそれ以前とは大きく変容させる可能性を含んだものであり、そのような“激動”の中で学校がキャリア教育の導入にどう対応していったのかという点は非常に興味深い部分であるといえることができる。

以上の2000年前後におけるキャリア教育の政策展開、および学習指導要領改訂をめぐる動向を踏まえ、次節・次々節では1998/1999年改訂学習指導要領の告示された直後と、2003年12月の学習指導要領一部改訂後におけるキャリア教育の実践例をめぐる動きにそれぞれ注目する。次節では1998/1999年の改訂学習指導要領告示直後の「進路指導改革としてのキャリア教育」、次々節で2003年の学習指導要領一部改訂との関連を踏まえながら「学校での若者支援政策としてのキャリア教育」の具体的な実践例を考えることとする。

Ⅲ 「進路指導改革としてのキャリア教育」の実践例

繰り返しになるが、「キャリア教育」という言葉が初めて明記された政策文書である中教審「接続答申」は1999年12月16日に出されたものである。12月16日となれば年の瀬も押し迫った時期であり、学校の授業日で考えればそうした「年の瀬」感は一層色濃く感じられるところであろう。従って、政策文書から考えれば、「キャリア教育」の実践が学校現場に現れるのは早くも2000年以降のこととなる。しかし、では2000年以降にキャリア教育の実践例として注目される取り組みが「接続答申」で「キャリア教育」という文言が記されたことをきっかけにゼロから考案されていったものであるのかというと、必ずしもそうではないことがいえる。本節ではその点を確認していきたい。

「接続答申」が出される約1年前の1998年12月3日、その前月の諮問を受けて中教審に「初等中等教育と高等教育との接続の改善に関する小委員会」が設置された。この小委員会はその後、「接続答申」が出されるまでの約1年間にわたり22回の委員会が開催されていくが、そのうち1999年4月27日に開催された第8回の委員会において、埼玉県伊奈町立南中学校の坂井貞雄校長（当時）が意見発表者として以下の報告を行っていることが注目される。

「…（前略）…本校では3年間を見通しまして、職業や社会とのかかわりについての啓発的な経験を深めるために、1年生で近隣の職場訪問を行い、2年生では上級学校を訪問し、3年生では高等学校への体験入学に積極的に参加をさせております。また、親子で生き方について語り合えるきっかけとなるよう、全学年を対象にした『進路だより』を毎月発行しております。さらに、地域の職業人を招いた進路講演会を開催しておりますが、講師の先生が話をしているときの表情が生き生きとして、『とてもすばらしかった。これからは今日の話を出して、自分の進路に役立てていきたいと思います』と、こういうふうな感想を述べ、『生きる意味について真剣に考える機会になった』という生徒がたくさん出現しております。…（中略）…学年の発達段階に応じて自己理解を深め、職業観を培い、進路選択力と意思決定能力を育てていく必要があると考えるものであります。…（後略）…」

この中で触れられている「近隣の職場訪問」、「上級学校訪問」、そして「地域の職業人を招いた進路講演会」など、いずれも今日では全国の多くの中学校でキャリア教育を代表する取り組みとして行われている取り組みである。ただし注目されるのは、この坂井校長（当時）が報告を行った中教審小委員会が開催された時点においては、少なくとも政策文書上は「キャリア教育」という言葉をどこからも見つけることはできなかったという事実である。

これらの点からは、必ずしも全ての学校にとってキャリア教育の実践がその言葉が政策文書上に現れて以降にゼロから考案されたものではないことが指摘できる。すなわち、既に実績が積み重ねられた活動に「キャリア教育」の看板が掲げられた場合も少なくないことが考えられ、新たな政策テーマが登場した場合の学校現場の負担増が必ずしも大きいものではない可能性も十分に考えられ

ることが指摘できるのである。

Ⅳ 「学校教育における若者支援」としてのキャリア教育の実践

前節で確認した中教審「接続答申」が出される前後のキャリア教育の実践と同様のことは「若者自立・挑戦プラン」発表後にも当てはまるのか、本節ではその点をみていく。

(1) 「若者自立・挑戦プラン」とキャリア教育

2003年6月、「若者自立・挑戦プラン」が発表され、キャリア教育は国を挙げての若者支援政策の一環として、その学校教育段階における施策に位置づけられることになった。当時、学校教育では1998/1999年改訂学習指導要領での授業時数減の是非等をめぐっていわゆる「学力低下論争」が展開されており、その中で2003年12月に学習指導要領の一部改訂がなされたことは既に述べたとおりである。

「若者自立・挑戦プラン」のインパクトも相俟って、2003年はキャリア教育の展開を考える上ではひとつの画期ともいえる時期である。そのことは、以下に示すように主要全国紙の「キャリア教育」に言及した記事数が2003年に急増していることから読み取れる。以下の〈表1〉は、読売・朝日・毎日各紙の記事データベース「ヨミダス歴史館」(読売)、「聞蔵Ⅱビジュアル」(朝日)・「毎索」(毎日)において、キーワードとして「キャリア教育」を指定しヒットした記事数を年ごとにまとめたものである。

〈表1〉 主要全国紙3紙における2003年までの「キャリア教育」関連記事数

| 新聞社 | 1999年以前 | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 2003年 |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|
| 読売 | 2 | 0 | 1 | 4 | 18 |
| 朝日 | 0 | 1 | 1 | 2 | 12 |
| 毎日 | 3 | 1 | 2 | 4 | 4 |

このように、2002年まではほとんど見られなかった「キャリア教育」に関する記事が、特に読売・朝日両紙では2003年に急増していることになる。このことも、2003年が日本のキャリア教育における大きな画期となったことを示しているといえる。

この2003年の新聞記事を見ていくと、キャリア教育に関わって注目すべき内容のものが多数みられることが分かる。以下、それら注目すべき記事からいくつかを取り上げ抜粋する。

| |
|--|
| <p>阿見町立東海中学校の2年生68人が28日、町内の水族館・志摩マリランドや書店、美容院などで、それぞれの仕事の一端を体験学習した。「将来の進路を考えるのに役立てば」と3年前から行っており、生徒たちは町内の40事業所に分かれて、様々な仕事を体験した。 (読売新聞 2003年1月29日朝刊 三重版 27面)</p> |
| <p>高知市立初月小と小高坂小の5年生84人が、地元の万々商店街で鮮魚店や花屋などで“一日店員”を体験。商店街には元気な声が響きわたった。 高知商工会議所などが一昨年12月に行った調査では同商店街の空き店舗率は16.9%で市内の20の商店街の平均(12.6%)を大きく上回る厳しい状況。同商店街振興組合(佐野昇理事長)は子供たちに商店街を身近に感じてもらい、活性化につなげようと2001年から職業体験を実施している。 (読売新聞 2003年2月25日朝刊 高知版 24面)</p> |
| <p>王寺町の県立王寺工高の3年生29人が16日、同町の私立片岡の里保育園で保育実習を体験した。家庭科の授業の一環で、男女共同参画社会に向け、保育士の職業体験をさせようと2年前にスタート。昨年は園児らを同高校の文化祭に招待するなど、交流が続いている。この日の実習には電気科、科学技術科、機械科の男子28人と女子1人が参加。最初は泣き出す園児もいたが、高校生らとドッジボールをしたり、新聞紙を使って遊んだりするうちに、少しずつ慣れ、高校生に肩車をしてもらって大はしゃぎする子も。 (読売新聞 2003年5月17日朝刊 奈良版 31面)</p> |
| <p>総合学習の一環などとして職業体験を実施する中高が増えるなか、橋本市市脇5丁目の橋本中学校では、体験学習の成果を市民にも還元しようと「地域に育まれる橋中っ子」と題した展示会を9日まで開いている。地域に開かれた学校を目指すためにも、学校側から積極的に教育内容を開示していくのがねらいという。 同校では昨年11月12~14日に、当時の2年生94人が47事業所で職業体験をした。幼稚園から動物美容室、消防署など職場は多彩。展示会では、各生徒が学習成果をパソコンで写真や図を使って作成したりレポートなど、約30枚のパネルを並べている。教育改革が進むなか、総合学習に取り組む学習内容が一目でわかるようになっている。 (朝日新聞 2003年4月4日朝刊 和歌山版 23面)</p> |
| <p>長野市川中島御厨の長野南郵便局でこのほど、更北中学2年生4人による職業体験学習が行われた。この取り組みは同校が毎年この時期に、さまざまな職場を体験させて職業選択の助けとなるよう催しているもの。生徒たちは約1時間、配達員の後をついて近くの家や店舗など約100軒に、およそ300通の手紙を配った。 (毎日新聞 2003年6月7日朝刊 長野版 22面)</p> |

ここで挙げた記事はいずれも、「若者自立・挑戦プラン」が発表される以前に各紙に掲載されたものである。「若者自立・挑戦プラン」には「総合的な学習の時間等を活用した職場体験・職業体験活動」が学校におけるキャリア教育の具体的な実践内容として記されているが、そうした内容の取り組みを同プランが発表される前から既に実施している学校が各地に存在しており、それも数年間の蓄積がある場合が少なくないことをこれらの記事からは確認することができる。国を挙げての施策として提起される以前から、その具体的な内容に相当する実践は既に各地で多数行われてきていたのである。

(2) 草創期キャリア教育実践の総括

本節および前節の内容を総括すると、中教審「接続答申」が出される段階においても、また「若者自立・挑戦プラン」が発表される段階においても、そこでキャリア教育として掲げられた取り組みにあたる実践は既に学校現場では行われ始めていたことが確認できる。キャリア教育の具体的な実践は、それが「進路指導改革」として唱えられた時点においても、また「学校教育段階における若者支援政策」として掲げられた時点においても、そうした国からの提唱を受けてゼロから考案され始めたわけでは必ずしもないことが指摘できるのである。

1990年代末から21世紀初頭の日本の学校教育は、学習指導要領の改訂とその一方での「学力低下論争」もあり、まさに激動の時代を迎えていたといえる。そのような時期に、さらに「キャリア教育」なる新しい概念が加えられたことは、現場の教員にとって一層負担感を増大させる危険性を孕むべきことであったことは想像に難くない。しかし、その内実を見てみると、新規の取り組みをゼロから始める必要が生じたとは限らず、既存の取り組みに新しい上位概念が付加されただけである場合も十分に見受けられたことになる。「キャリア教育」という新しい言葉が現れても、実質的にはその言葉が登場する以前と特段の変化は求められない場合も少なくなかったといえる。

この点に関わって、文部科学省は「若者自立・挑戦プラン」を受けて2005年度から中学校段階での5日間程度の職業体験を柱とする「キャリア・スタート・ウィーク」を開始するが、そのモデルとして参照された富山県の「14歳の挑戦」や兵庫県の「トライやる・ウィーク」といった事業がいずれも1990年代末から行われていたことも同様に注目される⁵。キャリア教育の具体的な実践例にあたる取り組みは、その文言が国の政策文書に記される以前から行われていたものが少なくないのである。

V まとめ

以上を踏まえ、最後に本稿の知見および課題についてまとめておきたい。まず知見として学習指導要領改訂に関わるもの、キャリア教育にかかわるものそれぞれを整理したのち、本稿を踏まえた今後への課題について簡単に触れることにする。

(1) 本稿の知見①—学習指導要領改訂に関わるもの

キャリア教育は1999年末、「生きる力」を掲げ新たに「総合的な学習の時間」が設けられた新しい学習指導要領の実施に向け学校が動いている時期に日本の政策文書上初めてその文言が登場した。1998/1999年改訂に限らず、学習指導要領が改訂されればそれまでとは異なる要素がその中には盛り込まれ、その対応を学校現場は、あるいは自治体の教育行政は迫られることになる。ただでさえ多忙になるタイミングでさらに新しい取り組みが教育に加わることは現場にとって相当な負担になることが容易に推察されるが、こうした「新しい取り組み」に見えたものが実は必ずしも全く新規のものではないことがあり得る、という実例を示した点は本稿の学習指導要領改訂に関わる

部分で知見として挙げられるものといえる。キャリア教育については当時の学習指導要領改訂に伴うものではないものの、学習指導要領改訂によって新たに登場した要素もキャリア教育同様、その具体的な部分のみをみると実は既に行われている取り組みに新たな看板を掲げるものであったということは十分考え得るところである。新たなものが付加される、新しい取り組みを始める必要が生じるとなると、それだけで少なからぬ負担感を覚えてしまうのは人間にとって不可避のことともいえる。しかし、そうした一見「新規の取り組み」に見えるものには実は既に行われているものもあることを示した点は本稿の知見のひとつといえる点である。

(2) 本稿の知見②—キャリア教育に関わるもの

もう1点、キャリア教育に関わっての本稿の知見を述べておきたい。

既述のとおり、キャリア教育は1999年12月の中教審「接続答申」で日本の政策文書上初めてその文言が記されたものである。「若者自立・挑戦プラン」が発表された2003年はキャリア教育の大きな画期になったといえる年である。これらを逆に考えれば、1999年12月以前には「キャリア教育」という言葉そのものが存在せず、「若者自立・挑戦プラン」以前にはその実質的な取り組みを見出すことが難しい、ともいえることになる。

しかし、ここまで見てきたように、「接続答申」以前にもその後「キャリア教育の実践例」として捉えられる取り組みを既に行っていた学校は存在しており、「若者自立・挑戦プラン」発表前にも、キャリア教育の実践を複数年にわたって積み重ねてきていた学校や自治体は少なくなかったことになる。これらはキャリア教育の具体的な実践がその文言が国の政策上で謳われて以降にゼロから考案されたものではなく、概念が提示されていなかった一方で具体的な実践でいえば「キャリア教育」という言葉の出現前後でもさして変化がない場合も少なくなかったことを示しているといえる。この点はキャリア教育の内容に関わっての本稿の知見といえる点であり、こうした点はたとえばキャリア教育に対する「中教審の委員の思いつきとしか思えない」（新井 2018 p.226）といった指摘にも一石を投じるものであるといえる。この点も本稿の知見として挙げておきたい点である。

(3) 本稿の課題

最後に、本稿が課題として残した点を簡単に述べておくことにしたい。

本稿では中教審「接続答申」や「若者自立・挑戦プラン」発表以前から行われていたキャリア教育の実践例があることには触れたが、ではそうした実践がいつ、どのような契機で開始されたものなのかについては触れることができていない。そうした個々の取り組みへの更なる事例分析の必要性は今後への課題として挙げられる点である。

また、本稿では学習指導要領の改訂期に現れた新たな教育のコンテンツとしてキャリア教育に注目したが、キャリア教育は改訂された新しい学習指導要領に盛り込まれたことで学校教育に導入された取り組みではない。学習指導要領改訂に伴う教員の負担増を考える上では、学習指導要領に盛り込まれた新コンテンツを踏まえた考察も求められるところであろう。この点も今後へ残された課題といえる。

この他にも、十分に踏み込みきれず今後に課題を残した点は少なからずあると思われるが、それら本稿で十分に扱いきれなかった内容については他稿に期すことにしたい。

注

- i これ以降の箇所では、中央教育審議会は「中教審」と略記する。
- ii 2001年12月12日の厚生労働省労働基準局長通達によると、直前1ヶ月の時間外労働時間が100時間もしくは直前2～6ヶ月の時間外労働時間の平均が80時間を超える場合がこの「過労死ライン」の目安として示されている。<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/040325-11.pdf#search='%E9%81%8E%E5%8A%B4%E6%AD%BB%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3+%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81'>（最終アクセス日：2019年1月17日）
- iii 以下の箇所ではこの答申を「接続答申」と略記する。接続答申は下記URLから全文閲覧可能である（最終アクセス日：2019年1月17日）。http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309737.htm
- iv 「学力低下論争」は、たとえば市川（2002）などに詳しい。
- v 富山県「14歳の挑戦」や兵庫県「トライやる・ウィーク」は玄田・曲沼（2006）に詳しいほか、拙稿でもこれらの取り組みに触れたものがある（村上2018）。ただし、拙稿（村上2018）でも触れたとおり富山県や兵庫県はこれらを「社会体験」として実施しており、これらの取り組みを「職業体験の先進事例」として捉えることの妥当性については注意が必要である。

<参考文献>

- ・新井紀子（2018）『AI vs 教科書が読めない子どもたち』東洋経済新報社
- ・市川伸一（2002）『学力低下論争』ちくま新書
- ・黒川雅子・武井哲郎・坂田仰編（2016）『教育課程論』教育開発研究所
- ・玄田有史・曲沼美恵（2006）『ニートフリーターでもなく失業者でもなく』幻冬舎文庫
- ・国立教育政策研究所編（2014）『教員環境の国際比較—OECD国際教員指導環境調査（TALIS）2013年調査結果報告書』明石書店
- ・児美川孝一郎（2007）『権利としてのキャリア教育』明石書店
- ・田中耕治・水原克敏・三石初雄・西岡加名恵（2011）『新しい時代の教育課程〔第3版〕』有斐閣アルマ
- ・村上純一（2011）「中教審『接続答申』における『キャリア教育』の意味」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第50巻、pp.315-323

- 村上純一 (2018) 「道德教育とキャリア教育との融合の可能性に関する一考察—富山県『14歳の挑戦』・兵庫県『トライやる・ウィーク』の事例分析を中心に」文教大学人間科学部『人間科学研究』第39号、pp.51-59